

資料2

ヒアリング資料

平成15年1月31日
国土交通省

目次

1. 15年度予算関係について

(1) 各公団の15年度予算政府案について1

(2) 「新直轄方式」について

基本的な考え方と民営化推進委員会「意見書」
との関係2
直轄方式で整備する路線の考え方3
15年度予算政府案の考え方3

(3) 民営化推進委員会で取りまとめた基準の適用に
関する検討状況4

2. 「意見書」に示された事項に関する取組みについて

(1) 「直ちに取り組むべき措置」に示された事項に 関する検討状況、スケジュール

新会社発足までの間の高速自動車国道等
建設の計画見直し5
民間企業経験者の登用等5
コスト削減計画の作成6
入札資格要件の撤廃8

(2) 「移行までの間に取り組むべき措置」に示 された事項に関する検討状況、スケジュール

民営化の成果としての通行料金引き下
げ9
パーキングエリア等における建物等の
移管9
企業会計原則に基づく財務状況の把握9
改革関連法案10
改革の推進体制11

(3) 「ファミリー企業」の改革についての検討 状況、スケジュール12

1. 15年度予算関係について

(1) 各公団の15年度予算政府案について

1) コスト削減の取組を進めつつ、必要な国費・事業費を計上。

表 平成15年度予算政府案における道路関係四公団の事業費・国費 (単位: 億円)

区 分	平成15年度事業費			平成15年度国費	(参考)	
		建設費	維持管理・修繕費		業務管理費	一般管理諸費等
日本道路公団	14,423 (0.97)	9,810 (0.99)	1,413 (0.95)	0 (-)	1,834 (0.95)	908 (0.99)
高速自動車国道	13,314 (0.98)	9,160 (1.00)	1,257 (0.95)	0 (-)	1,508 (0.95)	792 (0.99)
一般有料道路	1,109 (0.89)	650 (0.86)	156 (0.97)	0 (-)	326 (0.95)	116 (0.99)
首都高速道路公団	2,506 (0.96)	1,393 (1.09)	389 (0.93)	432 (0.969)	267 (0.93)	188 (0.96)
阪神高速道路公団	1,419 (0.98)	866 (1.16)	237 (0.95)	163 (0.974)	201 (0.95)	117 (0.99)
本州四国連絡橋公団	140 (1.50)	3 (0.70)	63 (0.91)	533 (0.228)	63 (0.94)	63 (0.98)
4 公 団 計	18,488 (0.97)	12,072 (1.01)	2,102 (0.95)	1,128 (0.382)	2,366 (0.95)	1,276 (0.99)

()書きは対前年度比率。

首都高速道路公団、阪神高速道路公団の建設費には、社会資本整備費を含む。

一般管理諸費等は、一般管理諸費から納付消費税を除いた額に給与関係諸費を含めた額である。

2) 本表以外に、本州四国連絡橋公団については、有利子債務を50年間で確実に償還するため以下の措置を実施予定。

イ) 有利子債務の一部(約1.34兆円)を一般会計に承継し、自動車重量税により早期に処理
【平成15年度国費 2,245億円(国債費に計上)】

ロ) 現行の出資を平成34年度まで10年間延長

なお、基本料金の引き下げについては、地方の追加出資(10年間延長)による経営改善効果等の範囲内で行う。

(2)「新直轄方式」について

基本的な考え方と民営化推進委員会「意見書」との関係

1) 基本的な考え方

新会社による整備の補完措置として、必要な高速道路を建設するため、国と地方の負担（国：地方＝3：1）による新たな直轄事業を導入。

2) 道路関係四公団民営化推進委員会意見書（7-(2)-才抜粹）

「今後の道路建設について」

合併施行方式による建設など国、地方公共団体等の費用負担等を前提にした新たな制度を、政府において早急に検討する。

直轄方式で整備する路線の考え方

1) 対象路線の考え方

料金収入により管理費を賄えない路線など、新会社による整備・管理が難しいと見込まれる路線・区間。

2) 具体的な区間の決定について

収支見通し等の精査、関係地方公共団体の意見の聴取、関係機関との調整の上、国幹会議の議を経て決定(6～7月の開催を予定)。

3) 全体の投資規模

できる限り少ない財政負担で高速道路ネットワークを整備する観点から、コスト削減や新会社による投資可能額を踏まえ、約3兆円を現時点での目安とし、今後の交通需要、金利動向等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

15年度予算政府案の考え方

平成15年度事業費は、国幹会議の開催等事業実施準備のための所要の手続きに時間を要すること等を考慮して、約1,300億円(国費:1,000億円)を計上。

(3) 民営化推進委員会で取りまとめた基準の適用に関する検討状況

建設中路線の取扱いについての基準(以下「基準」)について

委員会における基準に関する審議も踏まえ、今後の調査研究成果の蓄積をもとに、適切な評価が可能となるよう、基準の具体化を図る。

具体化の方法について

国土交通省では、新規事業採択にあたっての評価手法等について検討を行う「道路事業評価手法検討委員会」(委員長:森地茂東大教授、以下「検討委員会」)を設置(平成15年1月)。

基準の決定、適用について

検討委員会の結論を踏まえ、国土交通省において基準を決定したうえで、建設中路線に適用。

2. 「意見書」で示された事項に関する取組みについて

(1) 「直ちに取り組むべき措置」に示された事項に関する検討状況、スケジュール

新会社発足までの間の高速自動車国道等建設の計画見直し

日本道路公団、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の平成15年度予算においては、工事の進捗率の高い区間や用地買収等が交渉継続中である区間などに重点化する。

民間企業経験者の登用等

年度内を目標になるべく早期に、公団の顧問・参与等に民間企業経験者を登用すべく、各公団において検討中。

コスト削減計画の作成

1)建設 関係

- イ) 平成14年10月29日に、建設中路線の残事業に関するコスト縮減額試算を委員会で公表。
- ロ) 現在、地元住民や関係機関等と調整が必要なメニューについて、関係機関等と調整を実施中であり、平成14年度内にコスト削減計画を策定。

表 建設中路線の残事業に関するコスト縮減額試算(平成14年10月29日)

(単位:億円)

		日本道路公団		首都高速 道路公団	阪神高速 道路公団
		高速自動車国道	一般有料道路		
H15以降残事業費		197,000 (-)	13,610 (-)	10,850 (-)	8,170 (-)
縮減額 (縮減率)	公団の主体的な取組により 実施可能なメニュー	20,270 (10%)	580 (4%)	620 (6%)	440 (5%)
	地元住民や関係機関等との 調整が必要なメニュー	9,900 (5%) [17,600] (9%)	210 (2%)	250 (2%)	210 (3%)
	合 計	30,170 (15%) [37,870] (19%)	790 (6%)	870 (8%)	650 (8%)

縮減率 縮減額 / H15以降残事業費

[]書きは、6車線区間について、トンネル、特殊橋梁を含めて4車線で施工する場合

2) 維持管理関係

平成15年度は前年度に比べ、4公団の維持管理コストを237億円(5%)削減する。
 また、管理に関する基準・仕様の全面見直しや発注費の削減、役職員人件費の削減等を内容とするコスト削減計画を平成14年度内に策定。

(平成15年度予算政府案における維持管理費、業務管理費の削減状況) (単位:億円、km)

		平成14年度	平成15年度	削減額等	対前年度 比 /
日本道路公団	予算額	3,400	3,247	153	0.95
	管理延長	7,927	8,156	229	1.03
	キロ当たり費用	0.4	0.4	0.03	0.93
首都高速道路公団	予算額	705	656	49	0.93
	管理延長	274	281	7	1.03
	キロ当たり費用	2.6	2.3	0.24	0.91
阪神高速道路公団	予算額	462	439	24	0.95
	管理延長	221	234	13	1.06
	キロ当たり費用	2.1	1.9	0.21	0.90
本州四国連絡橋公団	予算額	136	126	10	0.93
	管理延長	173	173	0	1.00
	キロ当たり費用	0.8	0.7	0.06	0.93
計	予算額	4,704	4,468	237	0.95
	管理延長	8,595	8,844	249	1.03
	キロ当たり費用	0.5	0.5	0.04	0.92

管理延長は換算管理延長。

本州四国連絡橋公団については、道路分。

端数処理の関係で計が合わない場合がある。

入札資格要件の撤廃

維持管理業務の安全性、信頼性を確保しつつ、入札契約において新規参入業者の競争性、透明性、公正性を確保するため、応募要件を見直し。

(検討案)

- ・維持修繕、保全点検
高速道路等以外の一般道路での実績も可
- ・料金收受
会社として実績がなくても、同種業務の経験者を常時雇用すれば可
- ・交通管理
地域要件の廃止

(2) 「移行までの間に取り組むべき措置」に示された事項に関する検討状況、スケジュール

民営化の成果としての通行料金引き下げ

多様で弾力的な料金設定に向けて、平成15年度に有料道路の料金に係る社会実験として料金割引等の実験を行うこととしており、これらの結果も踏まえつつ、今後検討を進める予定。

パーキングエリア等における建物等の移管

SA・PAの管理・運営を新会社に移管するため、国土交通省、公団及び関係財団法人において検討しているところ。

企業会計原則に基づく財務状況の把握

- 1) 現在、各公団において、
 - ・資産区分作成(約1,000種類、JH)、資産区分ごとの数量の把握(数百万件、JH)
 - ・資産区分ごとの価額付け
 - ・資産区分ごとの耐用年数の決定等の作業を行っているところ。
- 2) 道路関係四公団の民間企業並み財務諸表については、**通常国会会期内**に作成、公表を行う予定。

改革関連法案

平成15年通常国会に、

- 1) 本州四国連絡橋公団の債務の軽減を図るために平成十五年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（仮称）
- 2) 高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（仮称）

を提出すべく作業を進めているところ。（別添資料参照）

なお、組織形態等の事項については、政府として、関係法案の平成16年通常国会提出を目指すこととされている。

改革の推進体制

「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」（平成14年12月17日閣議決定）等に基づき、政府・与党協議会が開催され、改革の具体化に向けて、所要の検討、立案等が進められることとなっている。

（政府・与党調整会議メンバー）

（与党側）

自由民主党 幹事長、政務調査会長
 公明党 幹事長、政務調査会長
 保守新党 幹事長、政調会長

（政府側）

内閣官房長官、行革担当大臣、総務大臣、
 財務大臣、国土交通大臣、内閣官房副長官

	第1回（平成14年12月12日）	第2回（平成14年12月26日）
主な議題	・政府・与党申し合わせ	・道路関係四公団民営化に関する平成15年度予算政府案について ・今後のスケジュール

国土交通省としても、同協議会において平成15年度予算に関連して行うべきとされた本州四国連絡橋公団の債務処理及び新直轄方式の導入については、必要となる予算の計上、法律改正の準備をしているところである。

また、国土交通省において、関係部局・道路関係四公団と連携・調整しつつ政府・与党協議会において直ちに取り組むべきとされた事項も含め、民営化に際しての諸課題について検討している。

(3) 「ファミリー企業」の改革についての検討状況、スケジュール

1) 財団法人の取扱い (再掲)

SA・PAの管理・運営を新会社に移管するため、国土交通省、公団及び関係財団法人において検討しているところ。

2) 子会社・関連会社との関係適正化

イ) 天下り関係(昨年11月)

日本道路公団は昨年11月に子会社等に対し、OB役員的大幅削減要請を行った。

- ・ 社長への再就職を自粛
- ・ OB役員の半減、OBの占める比率を50%以下

ロ) 維持管理業務の応募要件の見直し(2月)

平成15年度発注に向け、一般道路等での同様な業務の実績を認めるなど、応募要件を見直し。

ハ) 維持管理コスト削減(3月) (再掲)

平成15年度は前年度に比べ、4公団の維持管理コストを237億円(5%)削減する。また、管理に関する基準・仕様の全面見直しや発注費の削減等を内容とするコスト削減計画を平成14年度内に策定。

なお、民営化会社の組織法案提出までに、民営化後の子会社・関連会社との関係のあり方、早期退職や再就職のあり方を含めた人事制度等について、具体的方針を取りまとめる。

参考資料

広告提出に関する状況

(現状) SA・PAにおける広告の掲示は、国土交通省の法令・通達上現在でも可能

「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」(各地方整備局長等あて昭和44年8月20日道路局長通達) 公団は対象外

第4(禁止場所等)

(1)自動車専用道路。ただし、道路の区域内に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所の業務のために設ける必要最小限の路上広告物については、この限りではない。

「路上広告物の規制について」(各地方整備局長等、道路関係3公団の長、各都道府県知事等あて昭和39年3月31日道路局長通達)

記2 屋外広告物標準条例案に規定されている基準については、道路管理者の占用許可基準の最低基準として運用されることが望ましい。

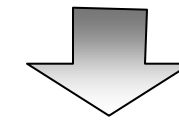
「屋外広告物標準条例案」(各都道府県担当部長あて昭和39年3月27日都市局都市総務課長通達別添)

第3条(禁止地域等)

(7)高速自動車国道及び自動車専用道路(休憩所、給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。)の全区間



- ・広告実施のためには、屋外広告物標準条例案に倣って、自治体において条例改正、区域指定等の運用がなされることが必要
- ・しかし、実態としては標準条例案に倣った規定を置く自治体はまだ少ない



- ・屋外広告物標準条例案の内容に倣って、自治体において屋外広告物条例の改正、区域指定等がなされるよう、自治体の理解と協力が得られるよう努める